

# 「京都・丹後ものづくりアイデアソン 2020」参加規約

この参加規約（以下「本規約」という。）は、京都府が開催する「京都・丹後ものづくりアイデアソン 2020」（以下「本イベント」という。）へ参加するに際して、遵守すべき事項を定めるものである。本イベントに参加することにより、本規約に同意したものとみなす。

## 1. イベント概要

本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合うことにより、イノベーションを創出することを目的とする。

本イベントの開催概要は次のとおり。

- ① 日 程：令和2年2月26日（水）～2月27日（木）
- ② 場 所：丹後・知恵のものづくりパーク（京丹後市峰山町荒山 225 番地）
- ③ 参加費：無料（ただし、イベント会場への交通費や期間中の食費等は参加者の負担となります。）
- ④ 参加人数：30名程度

## 2. 応募条件・方法

本イベントへの参加は、次の条件のすべてを満たす方。（本イベントに参加される方、以下「参加者」という。）お申し込みは主催者指定の申込書にて行うこと。

- ・全日程に参加可能であること。
- ・本規約に同意いただける方。
- ・企業、大学に在籍の方などで、在住の地域は不問。

## 3. 本イベントにて作成する成果物の帰属及び利用

【成果物】本イベントにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、写真、音声その他一切の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含む）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとする。以下「知的財産権」という。）その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属する。

【アイデア】本イベントにおいて参加者が提供したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）は、そのアイデアを提供した参加者から申出および参加者による権利化がなされない限り、共有財産（パブリックドメイン）として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができる。

## 4. アイデアと参加者の秘密情報について

参加者は、本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて提供しないよう留意すること。

## 5. 広報活動

主催者は、本イベントにおけるアイデアを広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイトやチラシ、パンフレット等の宣伝物に掲載する等、公開することができる。ただし、権利を有する参加者から、アイデアに関する情報を公開しないよう申出があった場合には、主催者等はアイデアの公開を協議する等、参加者の権利のために適切な措置を講じるよう努めるものとする。

## 6. 免責

- (1)本イベントに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはならない。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこの限りではない。
- (2)本イベント中の健康管理は参加者自らで行うこと。参加者は十分な睡眠及び休憩を取るよう留意し、本イベント中に体調の不調を感じた場合は直ちに参加を中止するなど適宜の措置を行うこと。

## 7. 疑義

本規約に定めのない事項ならびに本規約および本イベントに関して疑義がある場合には、主催者の決定をもって最終判断とする。

以上